

Ⅲ 宅地造成に関する工事の協議図書の作成

1 協議図書一覧表及び作成要領

- ① 協議図書を提出する場合は、県用、市町用、申請者用の3部を土木部都市局建築指導課（盛土対策班）に提出してください。

	協議図書	備考
一 宅地造成工事協議書等	法第11条の規定に基づく宅地造成に関する工事の協議書 (様式第6号)	作成要領は、P55「2 許可申請図書作成要領」を参照してください。
	P54「1 許可申請図書一覧表」を参照してください。	
二 設計図書等	P54「1 許可申請図書一覧表」を参照してください。	作成要領は、P55「2 許可申請図書作成要領」を参照してください。

2 協議図書の作成上の注意事項

- ① 協議図書の製本は、許可申請図書一覧表を参考に番号順に整理し、その目録を作成し協議書の次に添付してください。
- ② 協議図書の大きさは、日本工業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）にしてください。ただし、設計図面は屏風折りとし、綴じ込み又は納袋してください。この場合、納袋した設計図の目録を袋の表に記載してください。
- ③ 設計図は、設計者が記名したものを提出してください。
- ④ 設計図は、P65「VI 設計図凡例」により作成してください。